

厚生労働省
東京労働局発表
平成30年3月30日

担当	東京労働局労働基準部 監督課長 樋口 雄一 監察監督官 佐藤 泰隆 電話 03-3512-1612
----	--

コンビニエンスストアに対する監督指導結果及び今後の取組について ～平成30年度は労働法制セミナーと監督指導を集中的に実施します～

東京労働局（局長 勝田智明）は、平成29年度に管下18の労働基準監督署（支署）が実施したフランチャイズ経営のコンビニエンスストアに対する監督指導結果を取りまとめました。

監督指導結果

監督実施事業場数・・・269事業場

うち違反事業場数・・・257事業場（全体の95.5%）

※労働時間に係る違反（労働基準法第32条・第40条）・・・154事業場（全体の57.2%）

その他の主な違反事項は、別紙1のとおりです。

この結果をふまえ、東京労働局では、平成30年度において、

- ① 大手コンビニエンスストアのフランチャイザーに働きかけ、フランチャイズ経営のコンビニエンスストアの経営者に対する労働関係法令の周知のためのセミナーを共同で開催することにより、法令に対する理解の支援に努める

とともに、

- ② 引き続き、労働基準監督署（支署）における監督指導を実施することにより、法令遵守の徹底を図る

ことで、コンビニエンスストアで働く労働者の法定労働条件の履行を確保していきます。

なお、平成29年度は株式会社セブン-イレブン・ジャパンの労働法制セミナーに講師を派遣しました（詳細は別紙2のとおり）。

監督指導で認められた主な違反事項

- 1 時間外労働・休日労働に関する協定届（36 協定）を締結せずに又は適法な 36 協定を締結せずに、時間外労働を行わせていたもの（労働基準法第 32 条・第 40 条）
・・・ 110 事業場（40.9%）

- 2 36 協定で定める限度時間を超えて労働させていたもの（労働基準法第 32 条・第 40 条）
・・・ 44 事業場（16.4%）

事例：店長（管理監督者ではない）に対し、36 協定の限度時間（1 か月 45 時間）を超え、1 か月 100 時間以上の時間外労働を行わせていた。

- 3 深夜業に従事する労働者に対し、6 か月以内に 1 回、健康診断を行っていなかったもの（労働安全衛生法第 66 条・労働安全衛生規則第 45 条）
・・・ 161 事業場（59.9%）

事例：夜勤の外国人アルバイトに、深夜業に関する健康診断を行っていなかった。

- 4 1 年以内に 1 回、定期健康診断を行わせていなかったもの（労働安全衛生法第 66 条・労働安全衛生規則第 44 条）
・・・ 145 事業場（53.9%）

事例：1 年以上勤務している正社員に、定期健康診断を行っていなかった。

- 5 満 18 歳に満たない労働者を深夜に労働させたもの（労働基準法第 61 条）
・・・ 5 事業場（1.9%）

事例：高校生のアルバイトに、1 か月に数回、午後 10 時を超えて労働させていた。

労働法制セミナーの取組

セブン-イレブン加盟店に向けた
労働法制セミナーを行っています

東京労働局では、これまで大学・短期大学からのご依頼により、労働法制セミナーの講師として、幹部職員を派遣してきましたが、平成29年4月から8月にかけて、コンビニエンスストアのセブン-イレブンを経営する、株式会社セブン-イレブン・ジャパンからのご依頼で、セブン-イレブンの経営者に対する労働法制セミナーに、労働局・労働基準監督署・ハローワークの職員を講師として派遣しています。



セブン-イレブン全国の店舗数 19,588店
東京都内店舗数 2,523店(平成29年6月末現在)

コンビニエンスストア業界で適切な雇用管理を行い、順法意識を高めていただくため、東京都内の加盟店（フランチャイズ）オーナーを対象に

- ①労働条件の明示、36協定の締結、就業規則の作成・届出・周知の労務管理3項目及び
- ②外国人労働者の雇用管理の留意点を中心に説明しています。



	地区	開催日
西東京ゾーン	中野	4月21日（金）
	町田	5月12日（金）
	杉並	6月6日（火）
	府中	6月9日（金）
	八王子	6月19日（月）
	青梅	6月19日（月）
	練馬西	6月20日（火）
	立川	6月23日（金）
	三鷹	6月23日（金）
	調布	6月30日（金）
	小平	6月30日（金）
	板橋	7月20日（木）
	練馬東	7月21日（金）
世田谷	8月4日（金）	
東東京ゾーン		7月4日（火）



アルバイトの労働条件
を確かめよう！キャラク
ターたしかめたん